

○議長（滝内久生君） 次は、質問順位6番、1つ、「ケアラー支援条例」制定、2つ、学校給食の無償化について、3つ、県道下田南伊豆線の拡幅通学路等としての整備について、4つ、南伊豆地域広域ごみ処理計画の中止を求めて。

以上4件について、13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 日本共産党の沢登英信でございます。

ただいま議長から御紹介いただいた順に趣旨質問をさせていただきます。

まず、ケアラー支援条例の制定についてでございます。

ケアラーとは、介護者のことであります。家族や身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話等を行う人々のことであります。子供や若者の介護者はヤングケアラーと言われております。少子高齢化社会が進み、家庭内の仕事でありました子育てや保育、老人の介護は、社会化されてまいっております。

介護サービスについては、皆さん御案内のように、2000年に介護保険制度がスタートし、訪問介護も看護も実施されているところであります。しかし、介護者であるケアラーを支援をする法的制度は定められておりません。ここが今、大きな問題と私はなっているかと思うわけであります。

昨年7月の新聞報道によりますと、思い詰めた46歳の息子さんが、母を楽にしたいということで、75歳の母親をタオルで絞め殺すという、いわゆる介護殺人という事件が報道され、これらの不幸な事件が、なぜか繰り返されているのではないのでしょうか。

また、厚生労働省のオンラインの紹介によりますと、小学生のときから母ができない家事を補ってきた。当たり前のことなのに、特に嫌ではありませんでした。中学生になると自分のことが忙しくて、母のために時間を割くのが煩わしくなってきましたと。こういう発言や、19歳の姉が中学3年生の妹の高校受験を案じ、勉強を見てやっている。シングルマザーの母は入院、退院を繰り返していて、生活保護を受給している。ホームヘルパーの生活援助を受けているが、頼れる親戚はいない。姉は高校に進学しなかったと。妹の下には小学6年生の弟がいることが分かって、相談員は姉の話に耳を傾けながら、ヤングケアラーということを感じをした。こういうことが発表されてまいっているわけであります。

ケアラー支援条例は、ケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、社会全体で支えることを目的として、基本理念、自治体の責務や住民、事業者、関係機関等の役割を定め、推進計画や基本方針の策定等を規定をしているものであります。

2022年11月21日から22日、この姉妹都市交流那須町に行ったわけですが、ここの議員との交流では、那須町は、令和4年3月14日に那須町ケアラー支援条例を制定されたということを知ったわけであります。

そこでお尋ねをしたいと思います。老人介護や児童福祉、学校教育現場等において、まず各団体、施設と連携した支援の現状と、その必要性、具体的な取組について、再度お尋ねをいたします。渡邊議員からも御質問があったかとは思いますが、再度お尋ねしたいと思います。

令和4年12月議会で、さいたま市のケアラー支援条例を紹介をさせていただきました。ヤングケアラーについては、第8条、学校等の役割、1として、支援の必要性の把握、ヤングケアラーの教育、福祉に関する相談について規定をしております。これらを参考にして、下田市内の実態に置き換えて御検討いただきたいと思います。どういう認識か、お尋ねをいたします。

また、ケアラーの支援条例をつくるための、ぜひとも検討チームを立ち上げ、下田市ケアラー支援条例を制定をいただきたいと思います。市長の所信をお尋ねしたいと思います。

次に、学校給食の無償化についてでございます。

今日、岸田政権の異次元の少子化対策とは、1つ、児童手当など経済支援、中学生まで1万5,000円、第2子は3万円と、第3子は6万円を給付する、報道されているところであります。第2として、学童保育や病児保育、産後ケアなどの支援、そして3番目としまして、働き方改革の推進であると報道がされているところであります。

しかし、多くの方々が求めております重い教育費負担の軽減が入っていないわけであります。子供7人に1人が貧困状態にあると発表されております。学校給食の無償化が新型コロナウイルス感染症の対応臨時交付金4,400万円ほど充て、昨年8月から本年3月まで実施をされているところであります。

そこでお尋ねいたします。小学生、中学生に、それぞれ何回の給食日で、幾ら支出することになったのでしょうか。給食食材はどんなもので、何日分がどこに確保されているのでしょうか。また、地元の食材はどのように使われて、その金額は幾らになっているのでしょうか。夏休み中の学童保育等、無償の給食提供ということが検討できないのでしょうか。学校給食の無償化を本年もぜひ実施をしていただきたいと思います。と求めるものでございます。

今日の物価高騰の経済状況におきまして、食材の値上がり分の1食10円、全体で年間で1,300万だけの子育て基金からの予算化では、学校給食を無償化するということの意義に応

えていないのではないかと思います。

貧困対策、経済対策にもなり、何よりも学校におきます食育において、大変意義のあることであろうと思います。小学生約800人、中学生400人の給食費の無償化は、昨年、当局自身の試算によりますと、7,300万円ほどあれば実現できると試算がされているところと思います。全国250の自治体で実施しております。憲法は義務教育の無償化を定めており、国に要求するとともに、下田市での実施を強く求めてまいりたいと思います。

次に、県道下田南伊豆線の拡幅、緊急避難道として、また通学路としての整備についてお尋ねをしたいと思います。

県道下田南伊豆線の拡幅整備につきましては、平成18年に岩下区及び地域住民から県に要望書が出され、県道下田南伊豆線の2か所に車の退避場がつくられました。平成30年2月8日、岩下区長や大沢区、大和区、住吉区の自主防災会長、それに進士濱美下田市自主防災会連絡協議会顧問など、代表6名が1,181筆も署名を添え、土屋副知事を通じ、川勝知事に要望書が提出されました。

知事は、下田市として、市として要望することが、住民だけではなくて、市として県に要望してほしい、拡幅実現の道を開くことになりますよと、こういう返事をいただいたわけがあります。当時の福井市長は、県に拡幅の要望書を提出することを了解されました。そして担当課から要請書あるいは要望書案が提出をするとお約束いただいたんですが、具体的には、担当課から案が出されず、県に要望が出されていないという実態となっているところであります。

そこで、市当局の見解を改めてお尋ねをしたいと思います。

この県道下田南伊豆線の中学校あるいは小学校へ通う通学路としての整備状況はどうなっているのか。その必要性はないのかあるのか。その認識をまずお尋ねをしたいと思います。

また、生活道路として、消防署前から佐倉医院までの約1キロの区間には、車両のすれ違いが困難な道幅の狭いところがあるわけでありまして。ぜひ拡幅が必要と思いますが、市長の所信をお伺いしたいと思います。

次に、市内の高台に至ります災害時津波避難道路の整備としても拡幅が必要であろうかと思うわけでありまして。旧町の方々5,300人のうち約821人が災害時に要支援、足がきかない、体が不自由だと、高台に連れて行ってほしい、こういう方がいるわけでありまして。

岩下区では、リアカー等の配備もしているようでございますが、実態的には、やはり車で高台に市内のお年寄りを安全なところに運んでいくということが必要かと思うわけでありま

す。そういう意味からも、ぜひとも県道南伊豆線は、命の道として整備をしていく必要があるかと思うわけであります。

しかも、この道の沿線には縦貫道のインターができると、こういうことも想定がされているわけですので、今そういう行動を県道の拡幅を申し入れていく、市も努力をしていく、こういうことが求められていようかと思うわけですが、併せて、市長の所信をお尋ねをいたします。

次に、南伊豆地域ごみ処理計画の中止を求めて、お尋ねをしたいと思います。

令和4年度におきます産業厚生委員会、南伊豆地域広域ごみ処理計画に関する閉会中の継続審査報告書に対します市長の所感をまずお聞かせをいただきたいと思います。

次に、なぜ時代に逆行する新炉建設を中心に進めようとしているのか。どういうわけで、ごみの減量化や資源化、あるいはマテリアルの資源化施設こそ、先に検討すべきと思いますが、どうして焼却炉が先なのか、お答えをいただきたいと思います。

3点目としまして、一部事務組合、南伊豆地域清掃組合の運営方針について、お尋ねをしたいと思います。

継続審査の調査報告につきましては、まとめのところで約6点にわたって、当局に検討していただきたいことをまとめとして記載をしてございます。その1つは、ライフサイクルコストを比較検討する観点から、延命できない理由または延命化した場合の耐用年数と費用、新築した場合の耐用年数と費用を示すことと、こう求めております。一部事務組合ができる前に、当局はこういうことをしてこなかったと。

2点目は、現在地と比較対象、または比較対象地区を地図等で可視化し、そのメリット・デメリットを示すこと。今の場所が適当であるのかどうなのか、他に場所がないのか。それを調査比較検討して明らかにしなさいと、議会は当局に求めているわけであります。

3点目としまして、ごみ減量化・資源化推進ロードマップを作成し、葉山町のキエーロ等、生ごみ処理機の普及活動を参考に、市民の自主的な活動を促進をすること。こういうことをやるのかやらないのか、どういう体制ができているのか、明らかにしていただきたいと思うわけであります。

4点目として、江田議員も質問されておりました。脱水汚泥の焼却処理について詳細を示せと。焼却処理をすることが不当ではないかと、こういう疑問を議会として投げかけているわけであります。

5点目としまして、建設炉の規模の縮小を検討しろと。少なくとも汚泥の焼却をしなけれ

ば、日量58トンのうちの3トンは削減ができる。55トンでよかろうと。258日で終わって、58トンの例を出しているけど、他市の例を見ますと、年間300日は稼働させている。300日で割れば、これらの炉は46トン以下で済む。58トンの炉を造る必要性が、炉を造るにしても、あるのか。そういうことになりますと、現在の下田市の焼却炉は58トン炉、28トン炉が2つあるわけであります。そういうことから考えますと、改築をすれば新築する必要が全くないと、こういう結論も導かれてこようかと思うわけであります。

6点目としまして、資源化施設に関して、同施設の先行整備及び容器包装プラスチックの処理について検討をすること。

この6点について、市長の見解、担当課長の見解、明確な見解をいただきたいと思います。

以上で、趣旨質問を終わります。

○議長（滝内久生君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎君） 私からは、3番目の県道の拡幅と、それから4番目のごみ焼却場についてを御答弁一部申し上げます。

県道下田南伊豆線が狭いことは、長いこと、下田土木事務所で道路管理者をやっていたものですから、私にとっても、当時、非常に重要で、かつ難題でございました。なぜこの道が長い間今の状態なのか。議員御承知のとおり、片側が川、片側が人家、どうするのかというと、物すごい難しい問題なわけです。どうしても家を壊して、今住んでいる方がいらっしゃる家を壊して広げるというのには、やはり全部をやるというのは、御理解を得るのは大変難しかろうと。

さらには、実はこの道の沿道の住宅が結構古いものですから、耐震性能を有しているのかといったことについて疑問があります。この道を、もし敷根に避難する重要な道だというふうに考えますと、たとえ1軒であっても倒壊してしまうと、それはもう避難路として機能しなくなるわけです。

したがって、現在のところ、消防署、その入り口にありますが消防署は、あの道を上がるのではなく、敷根1号線という、中学校の生徒がよく通っているあの道、あそこから上に一旦退避すると、こういうふうな計画になっています。ちなみに、私はあの上の地域局というところに1年間勤務しまして、あの道で1年間、通勤いたしました、自転車で、あるいは歩いて。狭いところ、どうしているかということ、議員は御承知でしょうか。川の向こう側に通学路らしきものがつながっているんです。御存知でしたか。その通学路、うまいこと考えたん

だなど私は思いました。一旦向こう側に行って、それで川の左岸というんですけど、下流に向かって、左側だから、左岸にそういうふうになっていて、また戻ってくる。戻ってくると、今度は歩道がついているようになると、上のほうになると歩道がついています。

下田南伊豆線については、様々な課題がある。課題がある中で、現実的にできることは何なのかといたら、適切なピッチで待避所を設置することじゃないかというふうに、私は、当時、道路管理者として考えていました。

なお、市から要望が来てたのか、それとも地区の人から要望が来てたのか、ちょっと私はそのところは失念しているんですが、いずれにしましても要望はいただいていた。ほぼ毎年のようにいただいていたような気がします。

ですから、用地確保について、地域のほうでいろいろとお話をしてくださいと。どこだったら買えるんだろうか、どこだったら協力してくれるんだろうかと言って、それでそこに対して地元で話をつけてくれて、それでもって土木事務所のほうで待避所をつくるというのがいいんじゃないかということを、当時、県の人間として私は申しておりました。

現在どういう状況になっているかということについては、私はちょっと存じませんが、詳細については後ほど担当課長から申し上げます。

ごみ焼却場については、継続中に行った調査報告書、これにつきましては、御意見を真摯に受け止めて、今後、1市3町でしっかりとこれについて議論し、今後の計画にできる限り反映してまいりたいと存じます。

新しい焼却炉と資源化施設を一体化して整備するというこの手法は、これまで繰り返し御説明申し上げましたとおり、今の時代において、最適な手法だというふうに考えております。施設整備に当たっては、老朽化が課題になっている現在の焼却施設、それから資源化施設の順に整備を予定しており、中でも容器包装プラスチック類については、可能な限り前倒しする。また、一部事務組合につきましても、施設整備が地域にとって全体最適となるよう、1市3町が連携して運営すべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 教育長。

○教育長（山田貞己君） 先ほど、給食費のことについて御質問ございましたので、先ほどの佐々木議員のときの学校教育課長の答弁と重なるかもしれませんが、本市の給食費につきましては、平成21年度の改定以降、12年間据置きとなっております。県内35市町の中でも低額な設定となっております、物価高騰が続く中、学校給食に求められる質、それから

量を維持しながら運営するわけでございますけれども、今非常に大変厳しい状況にあります。

そのような状況ではありますけれども、子育て家庭には負担増を求めることにならないよう、各学校長、それからPTA会長で構成する学校給食審議会というのがございますが、そこで御理解もいただきながら、令和5年度につきましては、子育て支援基金を活用して、食材価格等の値上がりへの対応を行うということで、これまでどおり、現行の給食費の維持に努めているところでございます。また、食育、それから地産地消を考慮して、引き続きふろさと応援基金を活用して、地域食材等を積極的に使用した給食の提供を推進してまいります。

食材等につきまして、詳細につきましては、この後、課長のほうより申し上げます。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 市民保健課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦君） では、市民保健課からは、議員質問の連携した取組の必要性和ケアラーの支援条例の制定について、回答させていただきます。

議員御指摘のとおり、個人が抱える問題は複雑かつ多様なため、年齢や障害の有無によって対応機関を1か所だけに割り振るということは難しいと。連携が必要ということは、我々も実感しているところです。ケアラーの支援につきましては、福祉事務所、教育委員会、市民保健課で協力し、発見や対応に努める体制を整えております。加えて外部の機関、主に民生委員や社協、警察等ではありますが、そことも連携しつつ対応する体制を整えたいと考えています。また、支援として、サービスの提供に当たっては、本人、家族を含め、身体的、経済的負担を考えながら、介護であったり障害サービス等の支援が継続できるように、関係者間で情報を共有して対応を図ってまいります。

次に、ケアラー支援条例の制定につきましては、先ほど渡邊議員への回答と内容重複する部分もありますが、現在、ヤングケアラーの対策については始まったばかりでもあり、答弁ありましたように、今、市内では実績がない状態でございます。少し実績を積み重ねた中で、地域の実情に合ったやり方を見いだして、社会情勢の変化にも応じて、柔軟に対応していきたいと考えています。

ケアラー支援条例の制定すべきという御意見につきましては、福祉事務所、教育委員会、市民保健課がチームとして、連携体制の中で、県や市町の取組や先行事例を勉強しつつ、作成を検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（滝内久生君） 学校教育課長。

○学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、まずヤングケアラー支援条例制定についての御質問の中の学校におけますヤングケアラーの支援の必要性の把握、教育、福祉に関する諸相談対応について、お答え申し上げます。

ヤングケアラーの支援の必要性の把握のため、各学校で行ういじめや生活に関するアンケートに、ヤングケアラーに関する項目を設け実施しているほか、ヤングケアラーのリスクの高い児童生徒を見逃すことがないように、学校生活において丁寧な観察を進めています。

昨年12月には、各校に児童生徒が何か問題を抱えていないか、教職員の気づきを高めるため、児童生徒・家庭ＳＯＳチェックリストを配布し、活用に取り組んでおります。

学校における相談窓口としましては、生徒と接点の多い学級担任、養護教諭、教頭が中心となりますが、そのほかにも心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーが各校を巡回し、児童生徒からの相談の機会を設けております。

また、アンケートや相談により課題を抱える児童生徒を確認した際には、校内会議等で情報を共有し、生徒指導担当や管理職を中心に、教育委員会やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどと協力し、組織的に児童生徒を支援する体制としており、状況に応じて、福祉事務所、児童相談所、警察等と連携しながら、ケース会議を開き、適切な支援に結びつけていくこととしております。

次に、学校教育の無償化についての御質問の中の小中学生の給食費免除や給食食材等に関する御質問について、お答えを申し上げます。

小中学校では、年間180回分の給食費を5月から3月までの11期に分けて納付をいただいております。今回の免除は8月から3月までの8期分となり、給食日としましては約131日分、免除額は小学生725人、中学生416人分、4,089万円になるものでございます。

続きまして、食材の備蓄についてでございますが、野菜、肉などは使用日の朝、その他の食材、冷凍食品等になりますが、使用日の1日から2日前、かつおぶし、調味料類は半月ごとに納品をしていただく形としています。備蓄食料としましては、非常食のカレー、これ御飯つきのものになりますが、これを1,380食、給食センターに保管してございます。これは給食センターの設備の故障や災害時の食材納品困難時に備え、1食分を提供できるようにしているもので、使用しなかった場合にでも、ローリングストックとしまして、年1回、給食にて提供を予定しているものでございます。

地元食材につきましては、毎月のふるさと給食の日や、給食週間を中心に使用し、下田産

のヒジキ、ところてん、キンメダイのほか、県内産の御飯や牛乳、豚肉、魚加工品など、本年度1月末までで約3,000万円の支出となっております。

続きまして、夏休み中の学童への無償の給食提供についての御質問でございますが、放課後児童クラブでは、夏休みにはお弁当持参をいただいております。給食提供につきましては、現状では難しいものと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（滝内久生君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 下田南伊豆線の拡幅についてでございますが、平成30年3月に沢登議員のほうから同様の質問がなされております。そういった中で、市のほうで、道路管理者である県に相談した。そのときは、市長が事務所長でいられたのかと思っておりますが、そういった、市長、先ほど申し上げたとおり、地元や地権者の総意の用地確保等の同意が得られれば、事業着手も不可能ではないというような回答をいただいております。その後、令和3年12月の定例会で、濱美議員により同様の質問がございました。

そういったときに、前回の地域の意向というところで確認した経緯がございます。その際には、地元区が複数件数のある移転というのが、ちょっと難色を示されていたという地元の意向もございます。

しかしながら、今後、伊豆縦貫道の開通、敷根のほうにインターチェンジができることによって、車の流れ等々も変わっていく、また時代の変化によって地元の考えも、もしかしたら変わってくるかもしれませんので、岩下地区とか、そういった縦貫道関係で、地元の意向等々を聞く機会もあるかと思っておりますので、その都度、必要に応じて地元の意見を吸い上げ、必要に応じて県土木事務所とも協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、私から閉会中の継続審査報告書に対する御質問ございましたので、回答を申し上げます。

報告書の中で、6点の御指摘をいただいております。その中で、ごみの減量化ですとか、そういったものをして規模の縮小を図っていくようにというような内容がございまして、令和2年、3年あたりにかけて、生ごみの処理の補助金制度の拡大ですとかを含めまして、来年度からも新たな生ごみ施策等を検討して、展開していく予定でございます。

また、そのほかに雑がみですとか、令和に入ってから新たに始めたような施策も実績が

徐々に上がっているということで、そういったところでもって減量化を進めて、焼却ごみの最小化につなげていきたいなというふうには考えております。

もろもろ6点ございますけれども、その他につきましては、市長からもございましたとおり、1市3町で情報を共有しまして、今後協議していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） まず、ケアラーの支援条例でございますけれども、先ほど申しましたように、市の行政は、条例や法令に基づいてサービス実施がされるわけです。しかし、ヤングケアラーの支援については、その条例がないと、それを支える法的根拠がないという、こういう形で、残念ながら進められてきているという、ここに大きな問題があるんだろうと思うわけです。

そして、市民課や保健課や福祉事務所を含めて、連携をしますよと。それなりの個々の精神障害者の法律や介護法や老人保健法を含めて、いろいろあるわけですから、各家庭に訪問をしているという実績がないわけではないわけです。ですから、そういうものの全体を下支えをしていく、ケアラーの条例が必要なんだと、こういうことを指摘をさせていただいているわけです。

教育委員会におきましても、いじめのことや、あるいはアンケートを取って実態があるよと。アンケートをして、13人の子供について見守りが必要だと。しかし、それはヤングケアラーではないと。訳の分かんない議論をそこでしているんじゃないかと思うわけです。

この間の非課税世帯の10万円の支給も3,227世帯でしたか、あると、こう言っているわけです。1万世帯のうち3割以上が非課税世帯だと、貧困に苦しんでいると、こういう実態が下田の市民の実態だと。ここをよく理解をさせていただいて、ぜひとも、そういう意味では、手本が幾つもあるわけです。私はさいたまの市民条例が一番手本として、今出ている中ではふさわしいではないかと思いますが、制定のための支援検討チームを立ち上げてほしいと。これについての御答弁いただいておりますが、いかがでしょうか。当局がやらないというのであれば、議員仲間に呼びかけて、条例制定のための議員発議で条例を出すと、こういう決意しておりますが、この点いかがか、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） ヤングケアラーという言葉が、最近になって言われております。ほかにも、LGBTですとか、同性婚ですとか、古くは、ひきこもりとか、DVとか、それが

ちょっと前は生理の貧困、こうした言葉ができて、もともとあったんだけど、社会的事象として捉えられるように最近なった、こういう分野の福祉の問題というのはたくさんあるかと思います。

そのどれを優先するべきなのだろうかと。やはり全て待ったなしのいろんな苦しんでいらっしゃる方がおられる。昨日、渡邊議員のほうからもお話があった方とか、私たちは声なき声をどうやって拾って、そして、その人たちに寄り添うのかと、本当に難しい問題だと思います。

今後、しっかり考える必要は当然ございますので、どういった空間というんでしょうか、場で考えるのかといったことについて、まだこちらのほうでは用意がございませんが、今後検討し、場合によっては、議員の皆さんにも、またお力をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） そういうことで、ぜひともヤングケアラーだけではなくて、私が言っているのは、ケアラー全般の条例をつくる必要があるという具合に、ぜひとも立ち上げていただいて、議員にも声をかけてくだされば提案もしたいと思いますので、よろしく願いたい。

それから、学校給食ですけども、これは御案内のように、人件費や設備費の部分は税金で賄われているわけです。食材の部分だけを保護者が払いなさいよと、こういう現状になってまして、各自治体でも多くのところが無料化という形で進んできていると。これは子供の貧困対策としても大きな柱となっておりますし、就学援助制度が貧困対策としてはあろうかと思いますが、この実態は、73%の人がそういう制度を知らないとか、対象外だとか、受けたくないとかというような形になっていようかと思うわけです。

そういう意味では、全ての子供たちが食育という形で提供できる学校給食の充実ということが、一番私は求められていると。しかも8月から3月まで、今年度は実施をしているわけですから、それを値上がり分の1,300万だけ子育て支援基金から出せばいいということではなくて、これはぜひとも考え直していただいて、学校給食の無償化を当下田市でも実施をすると、こういう方向をぜひとも御検討いただきたいと思います。

何よりも地元のおいしいお米や農産物、海産物を使う給食というのは、地元の一次産業の発展を下支えするということにもなろうかと思いますが、野菜等は1日前のものしか使わな

いよと、こういうことで、肉等は1か月ぐらいですか、ストックしてありますよと。そういう意味では、防災対策としても、一定の食材を学校給食の中にストックをしていくと。カレーの部分が1,380食ではちょっと少ないような気がしますけど、子供だけの部分の食材ということかもしれませんけども、災害のときの食の保障をするという、こういう観点からも、学校給食の内容を検討していく必要があるんじゃないかと私は思うわけです。

紹介ですけど、鈴木宣弘という方が、世界で最初に飢えるのは日本だと、こういう本を出しているわけでありまして。コロナで流通が止まる。そうすると飢えるのはこの日本ですよ。こういう警告も出しているところでございますので、ぜひとも給食は地域の食のセーフティネットといいますか、そういう面もあるんだと。子供だけではなくて、地域社会として、学校給食の無償化や学校給食を支えていくということが必要ではないかと思うわけですが、この点についての学校給食のいろんな側面からの検討が必要かと思うんですが、どのようにお考えなのか、ぜひその見解を広げて、無償化に進んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（滝内久生君） 教育長。

○教育長（山田貞己君） 沢登議員のおっしゃること、もっともなこと当然ございまして、幅広く学校給食を見ていくという、そのところは私も同じだというふうに思っています。学校には、実に様々な家庭の子供たちがおります。給食センターでは、どの子供にも発達段階に配慮した栄養を、それから季節や地域を生かした食材を駆使しながら活用して、児童生徒の元に届けています。

献立表を御覧になったことがあろうかと思います。献立表にはそれぞれの栄養が書かれていて、カロリーも書かれていて、月の平均カロリーも書かれていて、特別にまたアレルギーとか疾患をお持ちのお子さんに対応するために、月々に保護者、それから担任の確認を得るための別の献立表がございまして。そういった対応もしています。

どの対応を含めても、全ての子供に栄養、それから食の大切さを伝えながら対応しているところです。経済的な貧困だけではなくて、食習慣、それから食べることに對する見方ですか考え方の相違も出てきています。そういったのも現状です。

栄養教諭が、今、浜崎小に席を置いておりまして、年間全ての学校に数回ずつ巡回していますが、各教室を回って、子供たちの食事の様子を見守ってくれています。朝礼等で時間を確保して、全校児童生徒に給食が児童生徒の元に届くまでの過程も伝えていきます。下田市の給食センターでは、栄養士はじめ調理員、運転手等を含めて28名の職員が、毎日早朝より従

事をしてくださっています。

私、先日、調理場内施設を検食と合わせて90分間ほど見学をさせていただきました。数年前のセンターができる前の各学校調理場の施設から比べて非常によくなりまして、相当な衛生管理と徹底された動線、チェック機能を備えています。職員同士の確認、連携等も確実に、徹底的にされていまして、頭が下がるほどでした。

食を届ける過程を子供たちに伝える。そして働く人たちの様子も伝える。そういうことも給食の1つの意義だというふうに思っています。言うまでもなく、食を通じた友達とのひとときというのは、1日の学校生活において、子供たちにとっては欠かせないものであります。コミュニケーションも図る場でもあります。そういった場となり得る給食というふうに、学校は捉えております。

ですので、給食そのものの大切さ、意義というのが、私、当然なんです、学校の職員全員で、市の職員も含めて、そういったものを背景に置きながら、給食を取り扱っているというところでございます。

ですので、無償という問題も出てきますけれども、無償にする、しない、どちらにしても、給食については意義は揺るぎないものがありますので、そのところは押さえておきたいと思っています。いろいろ御意見をありがとうございました。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 御答弁ありがとうございました。

給食の公会計制度にして、収入が市の方で受けるという形にしたと思うんですが、結局そうしても滞納する家庭というのはあるんじゃないかと思うんですけども、その実態はどういう具合になっているのか。そして、滞納の費用というのは、どういう処理が、結果としてされていくのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（滝内久生君） 学校教育課長。

○学校教育課長（糸賀 浩君） 給食の公会計制度におけます滞納の状況についてということで、申し訳ございません、今、細かい数値は持ち合わせていないんですが、平成30年度から公会計化をしまして、令和元年度には少し滞納が膨らみまして、100万円を超える額だったと思います。現在については、そこら辺の意識、保護者のほうの御協力も得て、基本、口座振替をお願いしているものですから、納付率としては99.5%だったと思いますが、その程度の収納率となっているところでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 滞納理由はいろいろあるでしょうけども、そういう点から考えても、学校給食の無償化というのは、ぜひとも必要だと思いますので、御検討をお願いをして、次に進みたいと思います。

県道南伊豆線の拡幅ですが、大変古い家もあって、地震等でそれが倒れてくると、防災の道路としての側面は果たせませんよと、こういう御答弁を市長からいただきましたけども、この路線は、主要な414から来る災害の支援物資や災害の資材を運ぶメイン道路として指定されてますよね。したがって、その道路の沿線の建物については、耐震性の診断をして、危ないところは直してくださいと、こういう措置をすると。そのことが今年度の予算にも出されてますよね。

そして、駅前のビル等については、そういう手だてをするんだということですから、市長、そこら辺は理解を改めていただいて、そういう路線のところはきっちり耐震の診断をして、道路に倒れてくるような施設があるとすれば、それは防災上の観点から解決をしていくと、改善を求めると、耐震を図るという、こういうことをぜひとも進めていただきたいと思うわけです。

そして、1つの例とすれば、伊豆縦貫道の立野の黒船ホテルさんのビル等が建っているところは、そこに架橋というんですか、大きな橋の柱を立てるということで、その土地を、三穂ヶ崎の土地を、市の土地を提供するんだと、こういう便宜まで図ってるわけです。

それは下田市や下田市民にとって必要な道路であれば、国の事業であっても、そういう努力をするわけです。ですから、県の道路であっても、今の沿線を見ますと、住んでいないお宅が大分増えてきて、その土地を確保するという、前もって、沿線全てが拡幅できないにしても、それを確保して、退避場を広げていくという、場に広げていくというようなことは十分可能だろうと思うわけです。

ですから、問題は、この道を防災上の安全な道として、あるいは学童が通学路としてきっちり整備していこうという姿勢を市長が取ってくれるかどうかということが、一番の私はこの問題のポイントだと思うわけです。

そういう意味では、県道ですので、まず市民の要望が、市長が関わったところが毎年あったよということであれば、ぜひとも県に要請書、要望書を早急に上げていただきたいと。それは市民の意向に沿うわけですから、毎年、市民から来たということであれば、毎年、県に

要請をしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（滝内久生君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） まず、緊急輸送路に関しては、前回の補正予算の委員会の中で、私が触れたことによって、ちょっと誤解を招いているところがあると思いますので、改めて申し上げますが、緊急輸送路は国道136から敷根1号線を通って、その上から大賀茂へ向かう県道下田南伊豆線が緊急輸送路と指定されておりますので、その間の下の町なかのほうへの県道下田南伊豆線は指定されておられませんので、建て替えとか、そういう今補助対象となるものではありませんので、私の委員会での説明が悪かったのは申し訳ありませんでした。

それで、伊豆縦貫道の代替地等の配慮をしているというところでございますが、ここの前回、31年度で地元が難色を示したということは、多分その地区が区民がいなくなることが少し寂しいという意味だと私は理解しておりますので。ただ、代替地を用意して、どこかに暮らしていただくというのは、ちょっと趣旨が違うのかなと思っています。そこは丁寧に、地元の意向を確認して協議検討、必要に応じて強い要望をしていくものが必要と考えております。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） すみません。それはそのところについては、沢登の誤解があったかと思っておりますので、訂正を改めたいと思いますが。既に、この沿線上で道路沿いに売地といいますか、売りますよという土地があるわけですね。承知してませんか、そういう土地があるということ、沿線上に。本当にやる気があるなら、そういうところを3億以上の公有地の会計を持ってるわけですから、前もって買っていくというようなこともできるわけです。それは、取りあえず全く使わないじゃなくて、そこは車の退避場にするとかというようなことも十分検討していけば、可能ではないかと思うわけです。

ですから、そういう意味では、ぜひとも旧市内の防災や子供たちの通学を考えますと、市長が言うように、向こう側に60センチぐらいの通路みたいのが河川の脇に造られていると。これも結局使ったところが、地元民から苦情があつて云々というような経過を聞いているところですけども。それでいいというようなことではないと思うわけです。何とかしなきゃなんないという課題はそこにあるわけですので、この点についても、ぜひとも県にまず要望を出す。住民の意向を酌んだ要望書を提出しますよという最低の御答弁をいただきたいと。

それから、沿線には売地や等々、購入できるような土地も出てきているわけですので、注

意を払って道路の拡幅ができるような仕組みというのを御検討いただきたいと要望して、次に移りたいと思います。

南伊豆町のごみ処理計画の中止を求めています、1市3町で検討すべきこともございますが、下田市として検討すべきことも、この中には含まれていると思うわけです。例えば、ごみ減量化、資源化の推進ロードマップ、これは既に南伊豆町はつくってあるわけですね。生ごみについては、葉山町のキューロ等も参考にしたらどうかという提案まで、議会議員から出されている中であります。

雑がみ等々を含めてやるんですよと。ただやるんですよという形ではなくて、年間9,000トンのごみ、燃やしているのは、そのうちの8,000トンぐらいを燃やしてると。8,000トンのうちの4,000トンが紙や布類だとしたら、4,000トンを何年以内に削減しましょうと、こういうきっちりした目標を持って、市民にそのことを訴え、協力を訴えていくと。こういう実践計画が必要だろうと思うわけです。

そういう実践計画もロードマップも提示をせずに、減量化しますよ、しますよと言っても、それは結局、人口減によるごみの減でしかない。こういう結果になるのではないかと思います、この3点目のごみの減量化、資源化の推進ロードマップ、これを具体的にどのように進めようとしているのか、ポイントとしてお尋ねをしたいと思います。

○議長（滝内久生君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） ごみの減量化につきましては、おっしゃるとおり、南伊豆町のほうでごみの減量化・資源化推進ロードマップというものを策定しているところでございますけれども、基本構想にも掲載してございますけれども、この後、組合が設立した以降に、一般廃棄物処理基本計画というのがございますけれども、1市3町及び組合でもって、一般廃棄物処理基本計画というものの策定ということを予定しております。

現在の下田市の一般廃棄物処理計画というものを目標というものをきちんと定めて、それに対する減量化施策というものを上げて、計画は策定されているところでございます。基本構想の中で、その計画の基本目標というものを上乗せしたような形で、ごみの減量化というものも予測の中に中に加えておりまして、それに向けて、現在の基本計画の中になかったプラスチックごみの新たに施設を造って減量化していくとか、そういった予定を加えた形で、予測をしているところでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 御答弁をいただいたんですけども、やはり基本構想にありますのは、各自治体の各市町の一般廃棄物の基本計画に基づいた数字を根拠にしてつくっているわけですね。ですから、令和2年の全国平均が、例えばリサイクル率を取ってみましても、20%になっているにもかかわらず、令和9年度においても、下田市は19.9%のリサイクル率だと。

南伊豆は、このロードマップで25%までにするんですよと、25.5でしたかね、そんな数字を出してますけども。何年もたっても全国平均以下のリサイクル率でしかないような数字が基本構想ですよ。ですから、そういうものではなくて、先ほど言っているように、雑がみまでやったと。紙や布の資源化を図っていくんだということになれば、8,000トンの燃やすごみのうちの4,000トンは、二、三年のうちに削減できるはずだと。そういう斬新な計画をきっちり立てて、焼却炉の整合性を図っていく必要があるんじゃないかと。そういうものを提示しない当局の今の姿勢について、おかしいと批判をさせていただいているわけです。

次に行きます。場所の問題が、やはり市民の一番関心の強いところで、今の敷根の場所でのよろしいのかと。この点については、委員会においてもいろんな意見が出てきたわけです。今のところは有力の1つだよと、意見は当然あったかと思うわけですが、いずれにしても工業地域及び準工業地域以外は検討をしないと、こういう姿勢こそがおかしいんじゃないかと。

そもそも今のところに焼却炉や污水处理施設ができましたのは、上に弘洋園や団地や住宅がなくて、下田町の一番バス停というか、山の際に近いところで、人が住んでいない地域であったと。したがって、そこに施設ができたわけです。ところが、今は下田市の中心地にここがなろうとしていると。こういう状態の中で、ほかに適地がないのかということの検討をしてくださいよと、比較論をしてくださいよ。そういうことになって、市長は1市3町あるいは課長は1市3町で検討しますよということになれば、下田市だけではなくて、1市3町の範囲内において、どこの場所が一番適当かということの検討をしてくださると、こう理解をしていいのかと。1市3町で検討するということになれば、基本的な場所についても1市3町で検討し直すと、こういうことが当然求められてこようかと思うわけですが、その点はどうか、お尋ねします。

○議長（滝内久生君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 場所の問題に関しましては、繰り返しこれまで説明をしてきたところでございますけれども、今現在の敷根という場所が、都市計画、いわゆる幹線道路からのアクセス道の点であるとか、そういう意味で適地だよと。それに至る前に、まず下田

の市内の中で、稲梓の水道水源区域を除いてあるとか、公園、歩道あるとか、都市計画マスタープランであるとか、そういったところの制約のないような場所を選んだ中から、いわゆる平面図等の検討していった結果、比較地というものがみつからないということで、その上で、今ある都市計画区域内というところに、最終的にはそこが望ましい。やはり都市計画上で用途が定められたところに、そういった施設があるのが望ましいという中で、市内の都市計画区域内での準工業区域というものが参加してある中を比較した中で、今の現在地というものが、やはり適地であると、そういう結論に至っているところでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 今、課長が申し上げたことは、これまでのとおりです。私が今1つだけ付け加えようと思ったのが、もう御覧になった方もいらっしゃるかもしれませんが、昨年末だったと思うんですが、NHKの「突撃！カネオくん」というそういう番組で、ごみが変わるという、たしかそんなようなタイトルだったと思うんですけども。これからはごみでお金ももうかる。ごみを燃やすところは、何と映画にも使われる、あるいはみんなが行きたがるような場所になる。つまり、ごみ処理施設は迷惑施設であってはならない。これからはちゃんと環境にも配慮して、自然にも調和して、あるいはその町並みにもフィットしているような、そういった施設でなければならないという、そういうメッセージを多分多くの視聴者が受けたんだと思うんですね。

ここは、まだ私たちの計画に、そこまでのものが本当に造れるかどうか、私は今の時点で言い切れませんけれども、やっぱそういうことを目指すべきであろうというふうに思っています。

既に現在稼働中のものについては、環境の様々な基準をクリアしていることは、もう今まで申し上げたとおりです。そして、それをさらに上回る性能の高い、周辺環境への影響が相当レベルまで抑制されたものになるというふうに考えているわけです。

このように、我々がやっていることは、必ずしも地域にとっての負の遺産を造ることではない。このように、ぜひなるように私どもも努力しますので、皆様の御理解を賜りたいと思います。こういう意味で、市民へのきちんとした説明を展開してまいります。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 答弁の繰り返ししかいただけませんが、委員の中に、当局の今のとこ

ろでよかろうという意見がなかったわけではないと、客観的に言えばですね。しかし、委員会のまとめ、大勢としては、現在地と幾つか、この委員会の中で定義したところを具体的に定めて、比較検討してくれと、しなさいよと、こう指示しているわけです。

課長の答弁は、委員会からそういう指摘をしましても、やりませんという答弁をよこしてるわけです。内容を見捨てますよと。議会全体で可決をして通ったこの意見書をそういう比較検討はしませんと、今のところが最良だと思いますから、その答弁の繰り返ししかしていない。議会としては比較検討しなさいと。今のところでもいいのか、ちゃんと資料を出して、議員や市民に説明できるような資料を提示してくださいよと、こう申し述べているわけです。それをなぜやろうとしないのかと。議会無視も甚だしいということになってこようかと思います。市長、そういう態度を貫くということになれば。

それから、私もこの「突撃！カネオくん」のテレビを見ました。こういうところを迷惑施設でないようにしたいという気持ちは理解できないわけではないんですけども、それは、やはり焼却をするということよりも、ビニールや等々を衣服の繊維に、レーヨンとか、そういうものに変えとか、再利用をしていくというところも、私は強調されていたと思うんです。燃やすというところを強調して捉えるのではなくて、「突撃！カネオくん」の内容は、資源を再利用をしていくと。新たな繊維として加工をしていくというふうなことも含めて、紹介がされていたんじゃないかと思うわけです。

ですから、そういう意味では、ロードマップを作っていただいて、資源化を図っていくと。それから、江田議員が言われてましたように、汚泥を燃やすなんていうのは愚の骨頂だと思うわけです。

今、国のほうは、ウクライナ戦争の中で肥料さえなくなってきていると。99%が外国からの窒素、リン酸、カリの、特にリン酸、カリの肥料については、99.9%が輸入せざるを得ない実態になってんだと。したがって、下水道や衛生プラントの汚泥を肥料として使えないかと、こういうことを研究しようということが、国も明らかにしてきているわけです。

そういう状態の中で、西伊豆町の炉が燃やしているから燃やすんだと。そういう論理だと思うわけです。ですから、江田議員が言われてましたように、この汚泥については燃やさないという方向を。

○議長（滝内久生君） 残り5分です。

○13番（沢登英信君） はっきりさせていただきたいと。そして、炉も小さくて済むという、こういういい点ばかりが出てくると思うわけですが、この点について、ぜひとも市長の理解

も深めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） リサイクル社会の構築に向けたロードマップというのは、私も全く賛意を表するものです。これから新しいものができ上がったときには、私たちは相当のレベルのリサイクル社会にしなければならない。それが僅か5年ぐらいでつくらなければならないんだとしたら、毎年何をやっていくべきなのかということを、それをしっかりやろうと、今考えているところです。

それから、なるべく燃やさないというふうに、今お話がありましたけれども、燃やすこと自体が私は悪だとは思わないんですが、いずれにしても、リサイクル社会というのは、一体どういう社会なのかといったことを、もう少し私たちはしっかりと掘り下げて考える必要があるというふうに考えています。というのは、現在も焼却された灰をはるばる群馬県だったかな、草津まで持っていつているわけですね。焼却された残った灰をですね、その灰までも私たちは、本来は自分のところで、やっぱり処分すべきだろうと思います。

これをよそのまちに頼っているという現在の状況というのは、望ましいとは思えない。しからばどういう手があるのかといったことを考えなければならないと思います。例えば、舗装材にするとか、そのような形の具体的なリサイクル社会の必要な施設が、ひょっとすると、また新たに考えなければいけなくなるかもしれない。こういうことを私たちは今から遅滞なく進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 市長の言うとおりで、灰を舗装材にするというのはいかなもんかと思いますが、焼却炉というのは中間処理ですから、燃やせば必ず灰が出るわけです。その灰の処分をどうするかということは、民間委託だと棚上げしちゃっているわけです。

そういうことこそ、この施設に、西伊豆町除いて、全部の市町村にないんですから。最終処分場をどうするかというようなことが、併せて先に検討されるべきだと、私は何回も主張してきているわけです。それらのものは検討されずに、焼却炉だけが先に進むというのは、これはぜひとも先送りをしていただいて、どういう具合にごみを資源化していくのか、減量化していくのか、これが先ですので、そういうものを先につくって進めていただきたいと思います。

具体的に、ライフサイクルコストを比較検討する観点から、延命できない理由、または延

命化した場合の耐用年数と費用、新築した場合の耐用年数と費用を示してほしい。

これは実例もありますし、東河の実例もありますし、伊豆市の炉を造った実例も県内にもありますし、ぜひとも比較していただきたいと。100億もかかるなんていうふうなことではなくて、20億もあれば延命化が十分できるというような数字も出てきてるわけですから、そういうことの検討さえしないで、今、新炉を造ろうという方向に進んでいるということに、多くの市民や議会が問題を投げかけているわけです。ライフサイクルコストを比較検討する観点から、延命できない理由、または延命化した場合の耐用年数、費用、新築した場合の耐用年数と費用を示してほしいと。この要請に対して、どのようにお答えをいただけるのか。いつまでにお答えいただけるのか。併せてお尋ねをしたいと思います。

○議長（滝内久生君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 延命化につきましては、閉会中の審査の中でも申し上げましたけれども、環境審議会等の答申の中で言うております更新の方針というものに沿って、施設の耐用年数というものも過ぎていりし、そもそも建屋の耐震性というものがないという中で、基本的には、施設は更新すべき状況にあるというふうな方針の下で、この計画というものが進められてきたというふうに考えてます。

新築された場合にどうなるかという部分については、可能性調査というもので既に示しているところでございます。そういったものを検討した中で、これまで今の事業というものが、コスト的な面も含めて検討されてきたというふうに考えております。

以上です。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） これも同じ答弁の繰り返しで、当局の見解と違う見解を議会が表明しているわけです。こういう説明がきっちりしないから、議会も市民も理解が進んでいないんだと。それは環境審議会の中で、更新というような表現がされてます。しかし、実態として、延命化をするという、この検討は一度もしてないじゃないですか、あなた方は。1市3町の皆さんが集まっている準備会でも、構想でも、ここんこの検討資料においても延命化することの検討はしてない。国は延命化して使うということを柱の1つにしている。新築もしてますけど。

ですから、ここのやはり議会の指摘を真摯に受け止めていただいて、実例は幾らでもあるんですから。あなた方なりに、新築すると100億だと。延命化すると年数がこれだけで、こうなるよと。こういう資料は立ちどころに作ることができるでしょう、こういう観点に立ち

さえすれば。そういう資料をなぜ作らないのか、作ろうとしないのか。しかも、これも課長の今の答弁からいきますと、議会の指摘を全く無視すると、こういう結果になってしまおうかと思います。

ぜひとも、このまとめの指摘事項6点については、真摯に受け止めていただいて、最大限の努力をして、議会に提示し、市民に提示をすると、こういうお約束をいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（滝内久生君） 副市長。

○副市長（曾根英明君） 冒頭、市長のほうからも御答弁申し上げましたけれども、今回の報告書の意見については真摯に対応、できる限り丁寧な対応をしていきたいと思っています。

以上です。

〔発言する者あり〕

○議長（滝内久生君） 許可を得て発言してください。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） この6点については、副市長のほうから努力してくださるという御答弁ですので、これを評価したいと思います。しかし、4月から一部事務組合を立ち上げようと、こういう状況にあるわけですから、それは一部事務組合が立ち上がる前にぜひやってください。

○議長（滝内久生君） 時間です。

○13番（沢登英信君） 御答弁いただきます。

質問してんだから、答弁だけでも、議長求めてくださいよ。

○議長（滝内久生君） 副市長。

○副市長（曾根英明君） できる限りの努力はしたいと思っています。

以上です。

○議長（滝内久生君） これをもって、13番 沢登英信君の一般質問を終わります。